



戦争をさせない
Anti-War Committee of 1000
1000人委員会

1000人委員会ニュース
No.67

(2023年1月15日)

〒101-0062東京都千代田区神田駿河台

3-2-11連合会館1階 平和フォーラム内

TEL:03-3526-2920/FAX:03-3526-2921

<http://anti-war.info>

2023年、決意を新たに 岸田政権による 改憲・軍拡策動と真っ向から対決しよう！



安倍元首相国葬反対！改憲発議と大軍拡やめろ！

「戦争法」強行から7年 福島原発事故を忘れない！

さようなら戦争 9・19大集会
さようなら原発

岸田政権は4年目となるコロナ禍のなかで、深刻な状況が続いている市民のいのちと生活の危機には、まともに向き合おうとはしません。その一方で「台湾有事」を呼号し、南西諸島への自衛隊配備強化、軍事費GDP比2%への増大を推し進め、「敵基地攻撃能力」保有を含む安保3文書改定を行いました。また、昨年の臨時国会では衆院7回・参院4回の憲法審査会を開催し、改憲発議に向けた策動を継続しています。

このように改憲・軍拡の道をひた走る岸田政権を、絶対に許してはなりません。2023年年頭にあたり、戦争をさせない1000人委員会は、全国のみなさんとともにがんばりぬく決意です。今年もよろしくお祈りします。

本号については、改憲・軍拡につきすすむ現在の状況を踏まえ、「戦争をさせない1000人委員会」運動の中心を担ってきた内田雅敏さん（弁護士）、清水雅彦さん（日本体育大学教授）、飯島滋明さん（名古屋学院大学教授）からの論考をそれぞれ掲載していますので、ぜひお読みいただきたいと思います。

引き続き「戦争をさせない1000人委員会」運動へのご参加・ご協力をよろしくお祈りします。

1000人委員会ニュース 第67号 もくじ

- 「台湾有事」は本当に喫緊の課題なのか（内田雅敏） …… 2ページ
- 「安保関連3文書」の問題点と対抗論（清水雅彦） …… 3ページ
- 「議員任期延長改憲論」について（飯島滋明） …… 4ページ
- 11.3憲法大行動エリア別集会での発言から …… 5ページ
- 全国各地でさまざまなとりくみが行われています！ …… 6ページ

「台湾有事」は本当に喫緊の課題なのか

台湾問題は日中間の四つの基本文書でどう語られてきたか

内田 雅敏 (弁護士、戦争をさせない1000人委員会事務局長)



四つの確認と一つの合意

1972年9月29日、日中国交正常化を実現した「日中共同声明」では以下の4項目が確認された。

①日中両国は、「一衣帯水」の間にある隣国であり、長い伝統的な友好の歴史を有する。

②日本側は過去において、日本国が戦争を通じて、中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。

③台湾は中華人民共和国領土の不可分の一部である（一つの中国論）。

④日中両国は互いに覇権（武力で問題を解決しようとする）国家とはならない。

文書では確認されていないが尖閣諸島の領有問題についても棚上げとする合意があった。

以上4項目の確認及び合意は、その後の「日中平和友好条約」（1978年）、「日中共同宣言」（1998年）、「（戦略的互惠関係）の包括的推進に関する日中共同声明」（2008年）においても踏襲され、繰り返し確認されてきた。

国交正常化以降、日中両国政府及び民衆は両国間の平和友好関係の発展のために汗をかいてきた。日中両国は互いにリスペクトしあい、とりわけ日本側は、中国侵略という「疑うべくもない歴史の事実」（1995年8月15日・村山首相談話）に対する慎みを忘れることはなかった。

「台湾有事」の喧伝に踊らされるな

ところが、今、米国によって「台湾有事」が喧伝され、日本は米国から武器を爆買いし、南西諸島にミサイル防衛網を

設置し要塞化するだけでなく、専守防衛に反する憲法違反となるから許されないとしてきた「敵基地攻撃能力」の保有まで閣議決定してしまった。

もちろん、このことについては日米側だけに原因があるのではなく、「戦狼外交」とも称される中国の膨張主義にもその一因はある。

喫緊の課題でもあるかのように喧伝されるいわゆる「台湾有事」について冷静に検証してみる必要がある。

南西諸島の要塞化でなく外交で

日本は、1972年、日中共同声明で、台湾は中国の一部であるとする「一つの中国論」を支持し（同声明本文2、3項）、台湾問題は中国の内政問題であることを認めた。この点は1972年2月、米中上海コミュニケを発した米国も基本的には同様だ。

日本政府は、1972年の日中国交正常化以来、日本が台湾問題にどう向き合ってきたかを国民に対し正確に伝えるべきだ。

何故、1972年の日中共同声明をはじめとする日中間の四つの基本文書を「平和資源」として活用する対中外交をしないのか。あまりにも無策である。本音はともかくとして、習近平主席も日中間は四つの基本文書によって律せられるべきだと述べている。

日台間は文化、経済の交流で

日中間における四つの基本文書の三つめ、1998年の「平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言（小渕恵三首相・江沢民主席）」は、台湾問題について、「一つの中国」とする中国側の主張について日本側は、「日本が日中共同声明の中で表明した台湾問題に関する立場を引き続き遵守し、改めて中国は一つであるとの認識を表明する」とした上で、「日本は引き続き台湾と民間及び地域的な往来を維持する」とした。日本は、台湾とは、文化、経済の交流はするが、政治的な交流はしないとしてきた。

日本側はこの約束を守らなければならない。

2022年12月11日、萩生田自民党政調会長は、7月の銃撃・殺害によって9月に予定していた訪台がなくなってきた安倍元首相の名代として訪台し台湾政府首脳らと会談した。政権の一員ではないものの、政権与党の三役の一員が訪台することは、日中共同声明を基本とする日中間の四つの基本文書の中で一貫して確認されてきた「一つの中国論」に抵触する。

12月27日には世耕弘成自民党参議院幹事長も訪台し、高雄

に建立された安倍晋三の銅像に献花し、翌28日蔡英文総統と会談し、先頃閣議決定した敵基地攻撃能力保有を明記した「国家安全保障戦略」などの安保関連3文書の改訂について説明した、蔡総統はこれを歓迎したという。中国を「仮想敵国」としたほとんどもう「軍事同盟」気分だ。2022年8月のペロシ米下院議長の訪台と同様、中国に対する挑発以外の何

物でもない。

ポツダム宣言は読んでいないと嘯いたのは、「日本を取り戻す」と声高に語っていた故・安倍晋三元首相だが、その子分である、萩生田、世耕も、日中間の四つの基本文書を読んだことなどないのだろう。

「安保関連3文書」の問題点と対抗論

清水 雅彦（日本体育大学教授、戦争をさせない100人委員会事務局長代行）



2022年12月16日、岸田政権は「安保関連3文書」（「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」）を閣議決定した。これには憲法の平和主義との関係でも民主主義・立憲主義との関係でも大きな問題があり、到底認めることはできない。

自衛隊を違憲にしないための従来の政府説明

まず、憲法の平和主義との関係について。憲法9条1項は戦争を放棄し、2項は戦力を保持しないとしている。憲法学界をはじめ自衛隊違憲論があったからこそ、政府には自衛隊が違憲ではないとの説明責任が求められてきた。具体的には、政府は「自衛のための必要最小限度の実力」＝自衛隊は「戦力」に当たらないから合憲だとしてきたのである。さらに、平和を求める世論を背景に国会で野党が政府を追及することで、これまでに自衛隊の海外派兵の禁止、専守防衛、集団的自衛権行使の否認、防衛費のGNP比1%枠といった自衛隊が他国の軍隊とは異なるという9条に基づく制約も作ってきた。これらの制約があったからこそ、自衛隊は他国のような軍隊ではなく、合憲だと政府は説明できたのである。

従来の政府の立場にも国連憲章にも反する

しかし、安倍政権の下で限定的な集団的自衛権の行使が可能になった。さらに、今回の「安保関連3文書」では、「反撃能力」の保有をうたっている。この定義は、「我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力の行使の三要件に基づき、そのよう

な攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力」というものである。とはいえ、自公合意では「相手国が攻撃に着手したとき」に「反撃」可能としており、これは場合によっては「先制攻撃」となり専守防衛に反する。また、日本に対する攻撃がない段階での「存立危機事態」でも攻撃するものである。「先制攻撃」ではない「敵基地攻撃」でも、海外派兵の禁止に反する。「先制攻撃」としての「敵基地攻撃」は国連憲章51条の武力攻撃の要件に反し、「先制攻撃」でなくとも相手国基地に限定しない「相手の領域」での攻撃は同51条の均衡性の要件にも反する。今後、防衛費をGDP比2%にすることは、日本が防衛費・軍事費で世界第3位の軍事大国になることであり、とても「実力」とは言えないレベルである。従来の政府の立場からしても、とても説明できるものではなく、許されない。

手法も民主主義・立憲主義に反する

次に、民主主義・立憲主義との関係について。憲法9条に基づく従来の制約を変更するなら、主権者国民（憲法前文及び1条）を代表する議員から組織される国会（憲法43条）で審議すべきである。これを臨時国会閉会後の閣議決定だけで変更するというのは、民主主義・立憲主義に反する行為といえる。

必要なのは戦争の予防・信頼関係の構築

今後、実際に日本が「敵基地攻撃」に踏み切ったらどうなるであろうか。朝鮮・中国・ロシアを敵視し、先に日本が攻撃した場合、相手国が原発を攻撃するかもしれない。また、核兵器を使用するかもしれない。今、必要なのは、軍事による国家の安全保障ではなく、人間の安全保障ではないだろうか。ロシアによるウクライナ侵略から学ぶべきことは、東アジアで日米韓・朝鮮・中国・ロシアとの安全保障の枠組を作ることである。「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」（憲法前文）はずだ。戦争の予防・信頼関係の構築こそ必要である。

統一地方選挙と総選挙の課題

今年の統一地方選挙では、「安保関連3文書」を決定した自公両党の議席を減らし、憲法理念の実現を目指す立憲野党の

議席を増やしていこう。今後の総選挙で政権交代を実現し、「安保関連3文書」の閣議決定を撤回し、東アジアでの平和を構築していこう。

「議員任期延長改憲論」について

飯島 滋明（名古屋学院大学教授、戦争をさせない1000人委員会事務局次長）



【1】「議員任期延長の改憲論」をめぐる政治的動向

2022年11月17日、北側一雄議員は「緊急事態における任期延長につきまして、多くの会派の委員の方々が、その必要性について方向性がかなり共有されている」と発言、自民党の務台俊介議員も「早期にこの憲法審査会の中で修正の必要性和修正案文を固めていくことが必要」と発言した。2023年の通常国会では国会議員の任期延長の改憲条文案作成、国民投票発議が「現実味」を帯びる可能性がある。

【2】「議員任期延長の改憲論」とは

自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党、有志の会の「改憲5会派」は「立法機能」や「行政監視機能」という「国会機能」を維持するため、緊急時で選挙ができない場合、憲法で定められている国会議員の任期を内閣の判断で延長できる憲法改正を主張する。

【3】「議員任期延長改憲論」の問題点

ただ、議員任期延長改憲論は憲法的に問題である。「国会の機能維持」が目的であれば、参議院議員の任期延長は必要ない。衆議院に関しても、たとえば任期満了時に緊急事態が発生して選挙ができない場合、長谷部恭男教授が指摘するように「任期が切れる前に、余裕をもって選挙期日を設定しておけばいいだけのこと」である。

さらに「国民主権」からすれば、日本弁護士連合会や兵庫県弁護士会も主張するように、緊急事態が生じて国民主権の実践となる「選挙」が実施できるよう、公職選挙法改正等での細やかな対応を予め整備することが先である。公選法や国会法改正等で対応できるかどうかの十分な調査と議論も

せず、いきなり任期延長の改憲論を主張するのは国会議員として怠慢極まりない。

緊急事態が生じて、選挙ができる地域では選挙をおこない、選挙できない地域だけ「繰延投票」（公職選挙法57条）で対応する。それでも選挙実施が困難な場合はどうか。1946年7月15日の衆議院帝国議会憲法改正委員会緊急事態条項が必要との質問に対し、金森徳次郎国務大臣は「民主政治を徹底させて国民の権利を十分擁護致します為には、左様な場合の政府一存に於いて行ひまする処置は、極力これを防止しなければならぬのであります」と「緊急事態条項」を否定した。そして緊急事態に対しては、「臨時議会を召集して之に応ずる処置をする、又衆議院が解散後であつて処置の出来ない時は、参議院の緊急集会を促して暫定の処置をする」と答弁した。

関東大震災時、反政府的立場の日本人、朝鮮人や中国人虐殺のような非人道的な出来事が再び繰り返されないよう、憲法には行政権を主体とする緊急事態条項は明記されなかった。一方、主権者が直接、選挙で選んだ国会議員で構成されるために、国会は「国権の最高機関」とされる。こうした「国会」が緊急時にも中心的な役割を果たすべきとの視点から、憲法では「臨時国会」、「国会の代行機関」としての「参議院の緊急集会」で対応することが想定されている。

長谷部恭男早稲田大学教授、高見勝利上智大学名誉教授、土井真一京都大学教授、山内敏弘一橋大学名誉教授、そして私も、衆議院の任期満了に際しても憲法上、「参議院の緊急集会」で対応可能と主張してきた。むしろ国会議員の選挙を全国に一斉に延長することは、主権者意志を国政に反映する「選挙権」行使の機会を奪い、国民主権から正当化できない。

さらに「議員任期延長」の憲法改正は、国民意志に基づかない長期政権を誕生させる危険性がある点でも「国民主権」から正当化できない。選挙もせずに国会議員がその地位に留まることを可能にする「議員任期延長」の憲法改正、こうした憲法改正を認めて良いのか。適切な判断が必要である。

武力で平和はつukれない つなごう憲法をいかす未来へ 11.3憲法大行動エリア別集会での発言から



昨年11月3日、国会議事堂周辺で「武力で平和はつukれない つなごう憲法をいかす未来へ11.3憲法大行動」が開催され、約4200人が参加しました。ここでは、全体集会ののち、国会議員会館前（戦争をさせない1000人委員会担当エリア）で行われたエリア別集会での発言の要旨を掲載します。（文責・事務局）

内田雅敏さん（弁護士）

故・奥平康弘さんは、日本国憲法は未完の憲法だと言った。敗戦の悲しさの中から生まれたが、戦争責任、植民地責任、沖縄の問題を抜きに憲法を語ることはできない。

その後、専守防衛、非核三原則などで平和主義を作ってきた。1978年以降に日本と中国の間で結ばれた4つの声明は日本が戦争責任を反省し、再び覇権国家にはならないという決意が込められている。また、1998年の金大中大統領・小渕首相の日韓共同宣言には植民地支配への謝罪が盛り込まれている。

日本国憲法単独で語るのではなく、これらの文書を取り込んでいくことで未完の憲法が完成される。

清水雅彦さん（日本体育大学教授）

次世代にどういふ社会を残すのか。私はスウェーデンで研究していた。

スウェーデンでは福祉・教育が充実して大学まで授業料がない。国会議員や閣僚の半分は女性である。国民の政治意識は高く、投票率は80から85%である。

その背景には社民政権を支持する労働組合の存在があり、その組織率は7割弱である。労働組合に支えられた政権であることができる。

日本では2023年には統一地方自治体選挙がある。改憲勢力を増やしてはいけない。

鳥井一平さん

（移住者と連帯するネットワーク代表理事）

労使対等原則が民主主義である。労使対等原則がなければ、奴隷労働、人身売買がなされ、職場でものが言えなくなる。戦争に向かうときである。

リーマンショックの際には派遣切りが行われた。外国人技能実習制度が30年間、民主主義を壊してきた。外国人だということ辞める自由もない。びっくりする人権侵害がなされている。外国人技能実習制度とヘイトスピーチは法の正義に反する。

これから民主主義をどうするか。まっとうな移民政策を立て、排除でなく共生を。労働組合こそが担保である。

朝鮮大学校学生（政経学部法律学科3年）

朝鮮人としてのルーツを大切にしようと思えばするほど、在日朝鮮人であるが故の生きづらさを感じる。

近年、在日朝鮮人を標的としたヘイトスピーチが頻発しており、最近では、JR赤羽駅のホームに「朝鮮人コロス会」という落書き、10月4日のJアラート発令以降、6校の朝鮮学校に対して、11件の暴行、脅迫事件。2021年8月には、在日朝鮮人が多く暮らすウトロ地区において放火事件、次には命までもが犯される状況に既になっている。

このような状況は、行政が在日朝鮮人を排除することによって、社会において差別を扇動、促進させているといっても過言でない。

全国各地でさまざまなとりくみが行われています！

戦争をさせない1000人委員会の呼びかけに呼応して、街頭行動、学習会、チラシの配布や意見広告など、様々なとりくみが全国で展開されています。軍拡＝大増税が出てくる中、防衛政策のみならず私たちの暮らしそのものが変えられようとしています。この春の統一自治体選挙も念頭に置きながら、市民に見えるかたちでの運動の拡がりを、さらに拡大していきましょう！



10. 19戦争をさせない北海道委員会街頭行動 (札幌・大通公園)



かがやけ憲法！ 11. 3おおさか総がかり集会 (大阪・扇町公園)



12. 8不戦の誓いヒロシマ集会 (広島・弁護士会館)



STOP壊憲キャラバン (北海道八雲町、12月5日)

今日は日本国憲法公布76年
意見広告

くらしの中に平和と人権 憲法をまもります

日本国憲法 (1946年11月3日公布、1947年5月3日施行)

◇日本国憲法前文(抜粋)

政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように決意し…恒久の平和を念願し…
平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

憲法をいかす福島県民の会

事務局 〒960-8105 福島市仲間町4番8号(福島県平和フォーラム内)
TEL: 024-522-6101 FAX: 024-522-5580

呼びかけ人代表

鎌倉 孝夫 (東日本国際大学名誉教授)	高橋 哲哉 (東京大学大学院名誉教授)
神田 香織 (講師)	角田 政志 (福島県平和フォーラム共同代表)
佐藤 恒晴 (元衆議院議員)	二瓶由美子 (元形の聖母短期大学教授)
瀬戸 禎子 (福島県平和フォーラム共同代表)	藤野美都子 (東立福島医科大学特任教授)

新聞意見広告 (福島民報・福島民友、11月3日)